

第4回 山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

日時 令和4年10月6日(木) 13:30~15:30

場所 自治会館

次 第

(時間配分)

1 開 会

2 挨拶

3 説明・意見交換

(1) プロジェクト会議の進捗状況について . . . 85分

(2) 地域計画策定について . . . 25分

(3) プロジェクト会議の今後のスケジュールについて . . . 5分

4 その他

5 閉 会

第4回山形県農地集積・集約化プロジェクト会議（令和4年10月6日（木））
出席者名簿

【構成員】

所 属	職 名	氏 名	備 考
農業委員会・市町村			
村山地方農業委員会 連絡協議会	寒河江市農業委員会会長	木村 三紀	
最上地方農業委員会 協議会	新庄市農業委員会会長	浅沼 玲子	
置賜地方農業委員会 連絡協議会	米沢市農業委員会会長	伊藤 精司	
農業委員会庄内地方 協議会	鶴岡市農業委員会会長	渡部 長和	
山形市農林部	次長（兼）農政課長	大沼 裕子	
長井市農林課	課長	佐々木 勝彦	
尾花沢市農林課	農林課長（併）農業委員会 事務局長	岸 栄樹	
庄内町農林課	農林課長（併）農業委員会 事務局長	佐々木 平喜	
山形県農業協同組合中央会	次長	岩田 俊彦	
公益財団法人やまがた 農業支援センター （山形県農地中間管理機構）	専務理事	橋本 仁	
一般社団法人山形県農業会議	会長	五十嵐直太郎	
山形県土地改良事業 団体連合会	専務理事	渡部藤左衛門	
山形県農林水産部	技術戦略監（兼）次長	舟越 利弘	会長
県産米ブランド推進課	課長補佐（米政策担当）	五十嵐 新也	
農業技術環境課	副主幹（兼） 課長補佐（スマート農業）	西村 林太郎	
園芸大国推進課	課長補佐 （園芸農業推進担当）	深瀬 靖	
山形県各総合支庁			
村山総合支庁農業振興課	課長	福島 孝一	
	主事	石川 匠	
最上総合支庁農業振興課	課長	岩瀬 一	
置賜総合支庁農業振興課	課長	高橋 礼二	
庄内総合支庁農業振興課	課長	土門 敦彦	
	主査	高山 江	

【オブザーバー】

所 属	職 名	氏 名	備 考
東北農政局経営・事業支援部 農地政策推進課	課長補佐（調整）	岡嶋 亮	
東北農政局経営・事業支援部 担い手育成課	農業組織育成指導官	本多 順一	
東北農政局山形県拠点 地方参事官室	主任農政推進官	佐藤 政也	

【事務局】

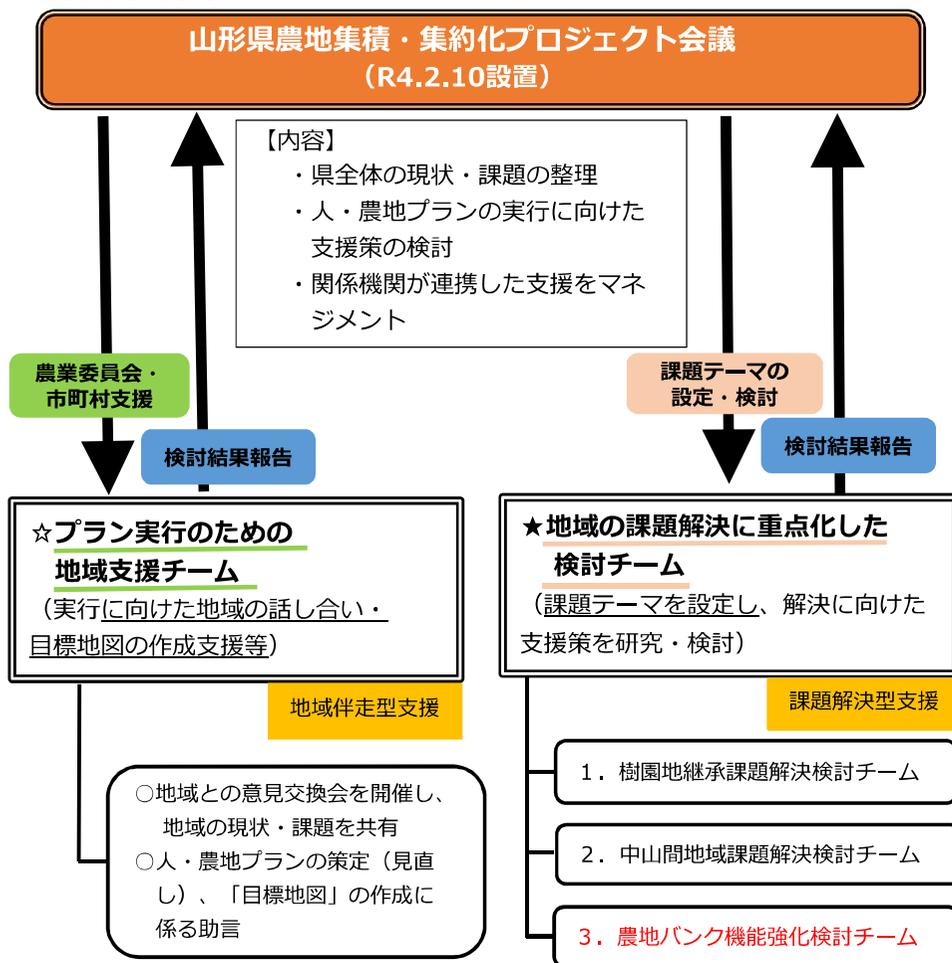
所 属	職 名	氏 名	備 考
公益財団法人やまがた 農業支援センター (山形県農地中間管理機構)	参事(兼) 農地中間管理事業局長	長谷部 英徳	事務局次長
	農地中間管理事業課長(兼) 果樹産地再生支援主幹	結 城 裕 雄	
	地域連携推進員	齊 藤 和 夫	東南村山地域
	同	國 井 陽 悦	西村山地域
	同	高 橋 学	北村山地域
	同	中 川 慎 也	最上地域
	同	長 澤 洋 一	置賜地域
	同	五十嵐 悦子	置賜地域
	同	門 脇 勝 広	鶴岡・田川地域
	同	山 口 喜 和	鶴岡地域
同	前 田 誠	酒田・飽海地域	
一般社団法人山形県農業会議	主幹	柴 崎 憲 一	
山形県農林水産部			
農業経営・所得向上 推進課	課長	高 橋 和 博	事務局長
	課長補佐 (総括・構造政策担当)	松 田 貞 子	
	農地調整・構造政策主査	高 橋 亮	
	主事	清 水 直 斗	
	主事	富 樫 里 沙	
農村整備課	課長	佐 藤 秀 男	事務局次長
	課長補佐 (農地中間管理担当)	松 木 英 紀	
	農地中間管理主査	大 沼 裕 司	
	主任主事	伊 藤 駿	

プロジェクト会議の実行体制について

○目的

実質化が完了した「人・農地プラン」に基づき、農地の集積・集約化を推進するために、関係機関の連携・推進体制の機能強化を図りながら、地域の話し合いの継続と地域が抱える課題解決に向けた支援を行う。

○支援体制のイメージ



山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

〈主な所掌事務〉

- 人・農地プランの実行に向けた支援施策の検討
- 農地の集積・集約に向けた推進方針の策定
- 地域が抱える課題の把握・分析および解決に向けた支援策の検討・具体化
- アクションプラン推進状況の把握、取組みの評価・検証
- 優良事例の県全域への普及拡大

〈会 長〉 山形県農林水産部 技術戦略監

〈構 成 員〉

地域の農業委員会代表（寒河江市農業委員会、新庄市農業委員会、米沢市農業委員会、鶴岡市農業委員会）、市町村代表（山形市、長井市、尾花沢市、庄内町）、山形県農業協同組合中央会、（公財）やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）、（一社）山形県農業会議、山形県土地改良事業団体連合会、山形県農林水産部（県産米ブランド推進課、農業技術環境課、園芸大国推進課）山形県各総合支庁（農業振興課）

〈事務局〉

（公財）やまがた農業支援センター（山形県農地中間管理機構）、（一社）山形県農業会議、山形県農林水産部（農業経営・所得向上推進課、農村整備課）

支援・検討チームの構成

【地域伴走型】地域支援チーム

【目的】 人・農地プラン実行に向けた取組みを市町村の要請に基づいて、関係機関が連携して支援
 【チーム長】 各総合支庁（農業振興課）
 【構成員】 各総合支庁関係各課、やまがた農業支援センター、農業会議 等

【課題解決型①】樹園地継承課題解決検討チーム

【目的】 果樹王国やまがた再生・強靱化協議会と連携し、樹園地の円滑な継承に向けた支援策等を検討
 【チーム長】 山形県（農業経営・所得向上推進課）
 【構成員】 市町村農業委員会・農林所管課代表、JA、生産者代表、山形県農林水産部・各総合支庁、やまがた農業支援センター 等

【課題解決型②】中山間地域課題解決検討チーム

【目的】 中山間地が抱える特有の課題を解決するため、農地の有効活用策等を検討
 【チーム長】 山形県農業会議
 【構成員】 市町村農業委員会・農林主管課代表、JA、生産者代表、山形県農林水産部・各総合支庁 等

【課題解決型③】農地バンク機能強化検討チーム

【目的】 農地バンクの機能強化に関する対応等を検討
 【チーム長】 山形県（農村整備課）
 【構成員】 やまがた農業支援センター、農業会議、山形県農林水産部 等

令和4年度の主な取組内容及び活動目標

主な取組内容	R4年度活動目標
<p>I-1 人・農地プランの推進体制の充実 (P.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 推進体制の機能強化、地域伴走型支援の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地集積・集約化プロジェクト会議、地域支援チームの運営 ・ 地域の話し合い活発化のための「話し合いの進め方マニュアル」作成 ・ 集積・集約化の先行地区をモデルとして横展開（事例発表会、優良事例集の作成） ○ 地域における話し合いの加速化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・農地プラン実行に向けた市町村の取組みを支援（話し合いをコーディネートする専門家の派遣、目標地図の検討・作成 等） ○ 実施体制の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の出し手・受け手の売買、譲渡、賃貸借等の意向をデータ管理するため、農業委員会へのタブレット端末導入 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域支援チームによる支援 ② 話し合いの進め方マニュアル作成 【令和4年10月まで】 ③ ファシリテーター養成研修の受講者数 【20名以上】（R3実績：17名）
<p>I-2 担い手の育成・確保 (P.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農・経営発展及び多様な担い手に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農前研修、経営開始の初期段階の資金交付等各段階に応じたきめ細やかな支援 ・ 認定新規就農者、トップランナー等への農業用機械、施設等の導入経費補助 ・ 集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、人材の確保、共同利用機械の導入等の取組みへの補助 ・ 地域農業の維持発展を目指す農業者組織・団体、小規模経営体、新規就農者、女性農業者等の取組みに応じた助成 ○ 山形県農業経営・就農支援センターの設置による経営・就農サポート <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人化、経営継承などの課題解決のための専門家によるアドバイザーの派遣 ・ 就農希望者への情報提供や就農相談、就農候補市町村との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規就農者数 【360名以上】（R3実績：357名） ② 多様な担い手へのオーダーメイド型補助事業による支援件数 【58件】（R3実績：58件） ③ 農業経営・就農支援センターの開設及び運営体制の整備 【令和4年4月まで】
<p>I-3 農地バンクの活用促進 (P.13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の話し合いの場での制度周知・活用を展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・農地プラン、営農法人設立、農地整備事業などの地域の話し合いの場での制度周知により、地域での活用を誘導（地域連携推進員の参画） ・ 農地バンクを通じて集積・集約化に取り組む地域等へ協力金を交付 ○ 農地整備事業との連携による農地バンクの効果的な運用を展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地バンクをフル活用（全農地貸付）した機構関連農地整備事業を推進 ・ 農地整備事業地区での所有者不明農地等の農地バンク権利設定手続きを支援 ・ 農地整備事業効果発現に向けた地域づくりのフォローアップ ○ 農地バンク機能強化検討チームにおける検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤法等の改正により市町村の利用集積計画が、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、市町村から権限移譲の希望があった場合の対応などを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ① 機構関連農地整備事業の整備面積 【累計 150ha】（R2実績：19.7ha） ② 農地バンクによる農地貸付面積 【3,000ha】（R2実績：1,987ha）
<p>II 個別課題の解決に向けた取組み (P.14～15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 樹園地継承の課題解決に向けた検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹産地の代表者等による検討部会の立ち上げ、現地検討会を通じた園地継承の有効な方策を検討 ○ 中山間地域における農地の有効活用方法検討の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生見込みのない遊休農地の有効活用の方策検討のための勉強会の開催 ・ 国庫補助事業を活用した鳥獣緩衝地など新たな活用方策の検討 ○ 農地バンク機能強化検討チームにおける検討の実施（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 樹園地の現状・課題把握のための現地検討会の開催 【令和4年6～7月】 ② 樹園地継承の手法を検討しプロジェクト会議に提案 【令和4年9月】 ① 中山間地の農地の有効活用を図るため、中山間農地有効活用検討会を開催 ② 中山間地の農地の有効活用方策を提案 【令和5年1月】

取組分類	I 人・農地プランの着実な実行
------	-----------------

取組項目	3 農地バンクの活用促進
------	--------------

施策展開の方向性		取組内容	取組年度			取組主体	関連予算
			R4	R5	R6		
<p>市町村や農業委員会等による地域での話し合い、マッチング活動を支援するとともに、県内全域で農地バンク制度の活用を促進し、農地集積・集約化を推進する。</p> <p>中山間地域や畑・樹園地など担い手への集積・集約化が遅れている地域で耕作条件を改善できる農地整備事業等の実施に併せ農地バンクを活用することで農地集積・集約化を推進する。</p>		<p>地域の話合いの場での制度周知・活用を展開</p> <p>農地整備事業導入や営農法人設立に向けた話し合いに農地バンク地域連携推進員が参画し、制度説明及び事業進捗等のタイミングに合わせた効果的な農地バンク活用を誘導</p>	○	○	○	<p>県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業会議、農地中間管理機構（農業支援センター）、JA 中央会、土地連</p>	<p>〈国庫事業〉 農地集積・集約化対策事業費補助金</p>
		<p>地域での取り組みを支援</p> <ul style="list-style-type: none"> まとまった農地を農地バンクに貸し付けて農地集積・集約化を図る地域に地域集積協力金を交付 農地バンクからの転貸(農地の交換)により農地の集約化を図る地域に集約化奨励金を交付 	○	○	○	<p>県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業支援センター</p>	<p>〈国庫事業〉 農地集積・集約化対策事業費補助金</p>
<p>令和4年度の活動目標</p>		<p>農地整備事業との連携</p> <p>農地バンクをフル活用（事業エリアの全農地を農地バンクへ貸付け）した機構関連農地整備事業等を推進</p>	○	○	○	<p>県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業支援センター、土地連</p>	
①	<p>機構関連農地整備事業の整備面積</p> <p>【累計 150ha】(R2 実績：19.7ha)</p>	<p>農地バンクの効果的な運用展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地整備事業地区での所有者不明農地等の農地バンク権利設定手続き支援 農地整備事業効果発現に向けた地域づくりのフォローアップ 	○	○	○	<p>県庁、総合支庁、市町村、農業委員会、農業支援センター、土地連</p>	
②	<p>農地バンクによる農地貸付面積</p> <p>【3,000ha】(R2 実績：1,987ha)</p>	<p>検討チームにおける検討の実施</p> <p>市町村の利用集積計画が、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、市町村から権限移譲の希望があった場合の対応などを検討</p>	○	○	○	<p>県庁、農業会議、農業支援センター</p>	

令和 4 年 10 月 6 日
農業経営・所得向上推進課

地域支援チーム及び課題解決検討チームの支援対象の市町村について

No.	チーム名	チーム長	支援対象の市町村
1	地域支援チーム		
①	地域支援チーム（村山）	村山総合支庁 農業振興課	大石田町
②			山形市
③	地域支援チーム（最上）	最上総合支庁 農業振興課	最上町
④			大蔵村
⑤	地域支援チーム（置賜）	置賜総合支庁 農業振興課	飯豊町
⑥			（選定中）
⑦	地域支援チーム（庄内）	庄内総合支庁 農業振興課	庄内町
⑧			鶴岡市
2	課題解決検討チーム		
①	樹園地継承課題解決検討チーム	農業経営・所得 向上推進課	東根市
②			朝日町
③	中山間地域課題解決検討チーム	山形県農業会議	庄内町
④			鶴岡市

地域支援チームにおける取組みの進捗状況等について（1ページ目）

No	項目	村山総合支庁	最上総合支庁
1	実施した取組み	<p>(事前準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会との意見交換等から支援地区候補の検討を実施。(チーム会議開催) ・6/16 に地域支援チーム会議を開催、構成員間でアクションプランの内容や地域支援チームの役割等について情報共有するとともに、支援候補地区の選定に係る話し合いを行った。(支援地区選定) ・9/22 に「大石田町次年年子地区に対する支援関係打合せ会議」を開催し、同地区に対する現状・課題、支援内容についての意見交換を実施。 ・9月下旬に、選定状況について構成員間で情報共有。 	<p>(事前準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月に管内全市町村・全JAを訪問、チームの活動内容を説明し、支援が必要な場合は積極的に要望いただくよう依頼。(チーム会議開催) ・5/20 に地域支援チームを立ち上げ、支援地区選定について協議。 ・9/28 に第2回地域支援チーム会議を開催し、支援地区に係る情報をメンバー間で共有するとともに、支援方針・支援内容等について協議。(支援地区選定) ・6/16 に最上町立小路地区を支援地区とすることについて町、地区代表者と打合せを実施。7/28、9/16 に取組内容に関して町、地区代表者と打合せを実施。 ・8/10 に大蔵村滝の沢地区（四ヶ村地区）を支援地区とすることについて村と打合せを実施。
2	今後の取組み予定	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各支援地区における支援関係打合せ会議を開催し、支援内容についての意見交換を行っていく予定。 ・適宜、地域支援チーム会議を開催する予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、町村の担当者や地区の代表者と打合せを実施するほか、必要に応じ地域支援チーム会議を開催。
3	支援地区の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度より実施している農業委員会との意見交換の結果などを参考に選定する予定。 ・村山地域支援チーム会議で提案した地区について、各市町と連絡調整したうえで確定させる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの自発的な支援要望がなかったため、メンバー内で支援地区候補の洗出しを行った後に、候補地区の関係者（町村等）との調整作業を経て支援地区を選定。
4	支援地区の概要と取組内容	<p>①市町村・地区名：大石田町 次年年子地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：中山間地域 ○想定する取組内容：担い手確保策検討、用排水路の改修検討 ○想定する支援内容：上記の取組みに対する支援 <p><山形市の独自事業のモデル地区に参画支援></p> <p>②市町村・地区名：山形市 南山形地区、南沼原地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：平地 ○想定する取組内容：山形市独自事業のモデル2地区における農地の将来像の検討や「地域まるっと中間管理」等を導入する取組み 等 ○想定する支援内容：山形市の独自事業において要請に応じ、地区における検討や法人設立、農地中間管理機構の手続きなど「地域まるっと中間管理」等の実現に向けた助言 	<p>①市町村・地区名：最上町・立小路地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：中山間地域 ○想定する取組内容：基盤整備、集落営農組織の法人化 ○想定する支援内容：上記の取組みに対する支援 <p>②市町村・地区名：大蔵村・滝の沢地区（四ヶ村地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：中山間地域 ○想定する取組内容：農用地の将来像に係る地域での話し合い等 ○想定する支援内容：地域の検討会（ワークショップ）の開催支援

地域支援チームにおける取組みの進捗状況等について（2ページ目）

No	項目	置賜総合支庁	庄内総合支庁
1	実施した取組み	<p>(事前準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5/20～26 に管内市町の担当者と意見交換を実施。 (チーム会議開催) 4/18 に地域支援チーム会議を開催。(出席者：支庁関係各課、支援センター(推進員)、土地連置賜支所) 6/21 に第2回地域支援チーム会議を開催し、支援候補地区について協議。 (支援地区選定) 7/26 に飯豊町、中津川地区代表者と打ち合わせを行い、中津川地区の取組みを支援することについて承諾を得た。 9/27 に東南置賜地域の農業委員会を訪問し、法人設立等の情報収集を実施し、あわせて、動きがあった際の情報提供を依頼 	<p>(事前準備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5/10～11 に管内市町を訪問し、支援対象候補地区の有無についてのヒアリングを実施 (チーム会議開催) 5/17 に地域支援チームを立ち上げ、現状や課題を共有するとともに、支援対象候補地区について協議 7/28 に第2回地域支援チーム会議を開催し、支援対象地区について協議 (支援地区選定) 各市町へヒアリングを行い、支援対象候補を絞り込み 8/24 に支援地区の遊休農地の活用方法についての打ち合わせ会議を開催
2	今後の取組み予定	<ul style="list-style-type: none"> 市町の意見共有、支援方針検討のためのチーム会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、支援地区の関係者及び市町担当者との打ち合わせを予定
3	支援地区の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町との意見交換の結果などを参考に検討し、候補地区関係者(市町村等)との調整作業等を経て、支援地区の選定を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の農政担当課や農業委員会、JA等からの情報を基に選定
4	支援地区の概要と取組内容	<p>①市町村・地区名：飯豊町・中津川地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：中山間地域 ○想定する取組内容：「地域まるっと中間管理」導入に向けた取組み ○想定する支援内容：法人設立、農地中間管理機構の手続き等、「地域まるっと中間管理」の実現に向けた支援 <p>②市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○想定する取組内容： ○想定する支援内容： <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">もう1箇所の支援地区候補は検討作業中</div>	<p>①市町村・地区名：庄内町・立谷沢地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：中山間地域 ○想定する取組内容：担い手への集約化、米・そばの反収増加、遊休農地の活用策の検討 ○想定する支援内容：上記の取組みに対する支援 <p><鶴岡市の独自事業のモデル地区に参画支援></p> <p>②市町村・地区名：鶴岡市(モデル5地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：平地(2地区)、中山間地域(3地区) ○想定する取組内容：モデル5地区における目標地図及び地域計画の策定に向けた試行 ○想定する支援内容：上記の取組みに対する支援

樹園地継承課題解決検討チームにおける取組みの進捗状況等について

1 主な背景（課題）

樹園地は、①機械化・省力化が難しい、②生産者の管理技術に差があり他生産者の樹園地を引き受けにくい、③手をかけた樹体への思い入れが強い、④廃業する時期の把握が難しいこと等から、集積や継承が進まず、荒廃園地の増加が懸念されている。

2 目的

高品質な果樹の生産力の維持と果樹農家における所得の維持・向上を図るため、県・市町村・関係機関が一体となり、課題解決に取り組む地域とともに、樹園地の継承を促進する有効な手法を検討し、「果樹王国やまがた再生・強靱化協議会」において新たな仕組みを作り、円滑な継承につなげる。

3 内容（令和4年度）

- (1) 現地検討会の開催による樹園地継承に係る現状・課題の把握
- (2) 現地検討会を踏まえた樹園地継承の手法*の検討

4 対象エリア・樹種

NO	対象エリア	樹種	備考（選定の背景）
1	東根市	さくらんぼ(平場の樹園地)	さくらんぼで第一の作付面積
2	朝日町	りんご(中山間の樹園地)	中山間を代表する樹園地

5 経過及び今後の予定

(1) 東根市

- ・ 9月14日 樹園地継承課題解決検討チームのキックオフ会議（全体会議①）
- ・ 10月～ 分科会による検討 ※テーマ（案）は別紙1のとおり
- ・ 10月末頃 全体会議②で分科会の検討状況を中間報告としてとりまとめ
- ・ 11～12月 分科会で更なる検討
- ・ 1月頃 全体会議③で分科会の検討結果を協議

(2) 朝日町（朝日町の独自事業「あさひりんごの郷協議会」*における取組みに参画）

- ・ 7月 協議会でりんご農家を対象としたアンケート実施
- ・ 8月9日 あさひりんごの郷協議会の総会・活動計画策定部会
- ・ 9月16日 第二回計画策定部会・ワークショップ
- ・ 9月22日 第一回連携機関調整会議
- ・ 9月27日 愛知県豊田市「農ライフ創生センター」オンライン研修会
- ・ 10月28日 第一回連携機関調整会議
- ・ 11月3日 第三回計画策定部会

※会長は朝日町長、事務局は同町農林振興課。当樹園地チームは連携機関として参画し、樹園地継承事業部会（別紙2）などの協議会における取組みをサポート。

令和4年9月30日
農業経営・所得向上推進課

東根市における樹園地継承課題解決検討チーム 分科会のテーマ等について(案)

◎テーマ1:「果樹経営を長く安定して続けられる環境づくり」

- 検討事項: ・ハウスなど資産の維持・更新、省力化機械導入への支援
(想定) ・資材等の価格高騰対策支援
・高齢農家等に対する経営維持支援
・人手不足を補うサービス事業体の立上げの検討
・先行投資型の果樹団地整備の検討 など

事務局: 県園芸大国推進課

※想定メンバー JA、市農林課、北村山普及課、農業経営課

◎テーマ2:「将来の担い手の育成・確保対策」

- 検討事項: ・担い手のあり方(親元就農、規模拡大、新規就農等)の検討
(想定) ・地域内の新たな担い手(半農半X等)の育成方法
・親元就農(地域内)、Uターン就農(地域外)に対する支援
・地域外からの新規就農者の受入れ(受入先事例の把握、受入れ体制、受入先の募集・マッチングの方法、支援策等)
・現在の経営環境を踏まえた経営モデルの作成 など

事務局: 県農業経営・所得向上推進課

※想定メンバー JA、市農林課、市農業委員会、北村山普及課

◎テーマ3:「担い手不在樹園地等の利活用対策」

- 検討事項: ・維持すべき優良農地とそうでない農地の線引き
(想定) ・離農の可能性のある農家の把握手法
・担い手不在樹園地の管理手法の検討(団地化、中間管理)
・樹園地の利活用を担うサービス事業体の立上げの検討 など

事務局: 県農業経営・所得向上推進課

※想定メンバー JA、市農林課、市農業委員会、北村山普及課、園芸大国課

- ・各分科会は、8名程度で構成し、検討を進める。【10月～※第1回目分科会10/7】
・検討が一定程度進んだ段階で全体会議②を開催し、中間報告として方向性をとりまとめる。【10月末頃】
・さらに分科会での検討を進め、全体会議③で方向性を協議する。【1月頃】

計画検討課題(案)

あさひりんごの郷協議会

離農や規模縮小により放棄される樹園地を次の経営者に継承していくことが、産地の持続にとって重要な課題となっている。

当協議会の活動として、優良な樹園地については極力、継続経営が可能なようにしていくため、下記の活動を農業委員会と共に取り組む。

1. 離農等遊休樹園地の情報整備

アンケート調査情報を台帳化して樹園地継承への活用を図る

- ①アンケート情報の補足および意思確認ヒアリング調査の実施
- ②事業対象優良樹園地の選定基準（内部資料）を検討

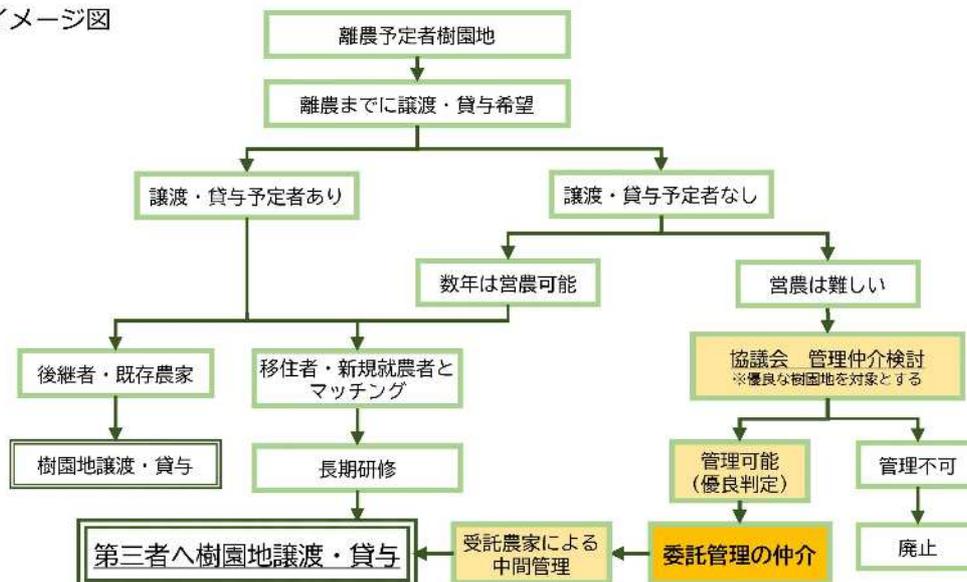
2. 相談窓口の設置（事務局内に設置）

事務局業務として部会委員と調整しつつ、農業委員会と協力し次の業務を行う。

- ①情報収集、補充
- ②樹園地継承の相談業務実施
- ③樹園地継承等の計画化（3年以内に発生する樹園地対象）
- ④樹園地継承のマッチング 受け手の希望、条件の聞き取り～樹園地の調整（必要に応じて樹園地整備等の補助事業実施について検討）

3. 継承までの管理の制度化

管理制度イメージ図



4. 連携機関の協力内容

(1) 山形県農業経営・所得向上推進課

- ①山形県樹園地継承課題解決検討チーム（りんご園第三者継承モデル事業検討）との協働
- ②樹園地継承の支援、モデル事業の実施など

(2) 山形県村山総合支庁農業振興課・やまがた農業支援センター

- ①優良な果樹園を次世代に継承するため、地域の樹園地整備等に関する各種補助事業
- ②かがやく果樹産地づくり強化事業
（JA、農業法人等が行うリース型果樹団地整備）による支援

中山間地域課題解決検討チームにおける取組みの進捗状況等について

1 主な背景（課題）

中山間地域は、①急傾斜・アクセス不便等により担い手への集積が困難であること、②高齢化により受け手がいないこと、③条件不利地を里山に返した場合に緩衝地帯がなくなり鳥獣被害が心配されること等から、遊休農地や荒廃園地の増加が懸念されている。

2 目的

中山間地域集落を維持するため、県・市町村・関係機関が一体となり、課題解決に取り組む対象地域とともに、高齢化による離農や担い手人口の減少等により生じた遊休農地の有効活用方策を検討し、中山間地域の遊休農地解消につなげる。

3 内容（令和4年度）

(1) 機運醸成に向けて中山間地域を対象に先進事例等を学ぶ勉強会の開催

⇒8月29日に開催（別紙参照）

(2) 勉強会の参加地域からチームの支援対象地域を選定し、チーム構成員でその対象地域に合った有効活用方策を検討

4 対象地域

(1) 鶴岡市温海地域

- ・(株)あつみ農地保全組合では、温海地域等の担い手のいない農地を引き受け、耕作（そば、主食用米、野菜等）・管理しているが、担い手のいない農地は年々増加。
- ・現在の法人経営のままでは、更なる農地の引き受けは困難であり、保全を目的とした農地管理も必要な状況。

(2) 庄内町立谷沢地域

- ・担い手が少なく、集積・集約化も進まず、遊休農地が増加。
- ・生産している米、そば等の反収が少なく、作業性の向上が必要な状況。

5 経過及び今後の予定

(1) 全体

- ・8月29日 中山間地における遊休農地の有効活用に向けた勉強会

(2) 鶴岡市温海地域

- ・10月3日 第1回検討チーム会議（チームの設置）
- ・12月12～16日 第2回検討チーム会議（有効活用方策の検討）
- ・1～3月 第3回検討チーム会議（ 〃 ）

(3) 庄内町立谷沢地域

- ・10月3日 第1回検討チーム会議（チームの設置）
- ・12月中 第2回検討チーム会議（有効活用方策の検討）
- ・1～3月 第3回検討チーム会議（ 〃 ）

(別紙)

中山間地における遊休農地の有効活用に向けた勉強会

1. 目的

山形県農地集積・集約化プロジェクト会議（中山間地課題解決検討チーム）の取り組みの一環として、中山間地における遊休農地の有効活用方策を学び、本県の中山間地の集落維持と次世代への継承を図る。

2. 主催

(一社) 山形県農業会議

3. 共催

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

4. 参加者

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、市町村農林主務課職員 等 52名参加（講師・事務局等含む）

5. 開催日時

令和4年8月29日（月） 午後1時30分～午後3時30分

6. 開催場所

オンライン（Zoom 使用）

7. 内容

講演

「地域生き残りの現実的新戦略と農地活用の方向性～中山間地域における遊休農地の活用に向けて～」

金沢大学 人間社会研究域人間科学系 准教授 林直樹 氏

情報提供

「農地利用最適化の取り組みにおける遊休農地の発生防止と解消について」

全国農業会議所 農地・組織対策部 部長 堀江光正 氏

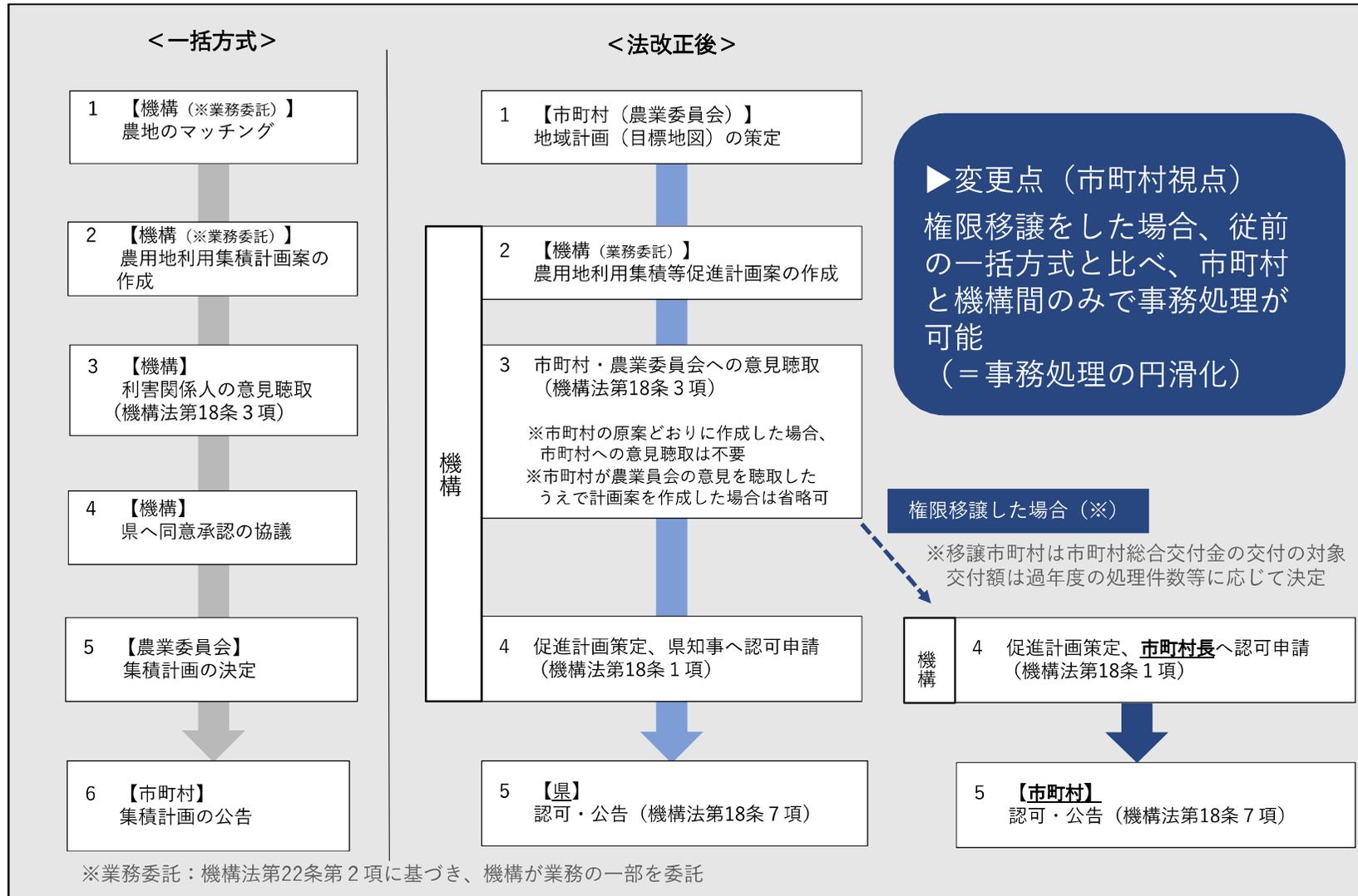
事例紹介

「地域ぐるみで中山間地域の農地を守る」

(株) あつみ農地保全組合 取締役・統括管理部長 佐藤昌幸 氏

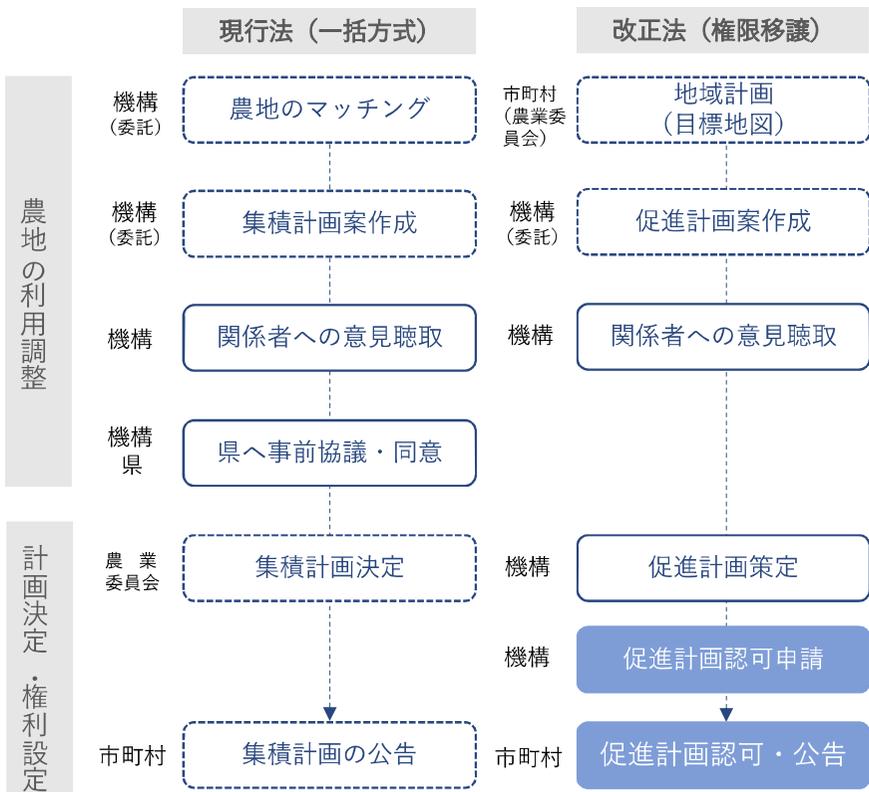
農地中間管理事業に係る事務フロー（現行の一括方式と法改正後の促進計画の対比）

5-1



農用地利用集積等促進計画の知事認可権限の移譲について

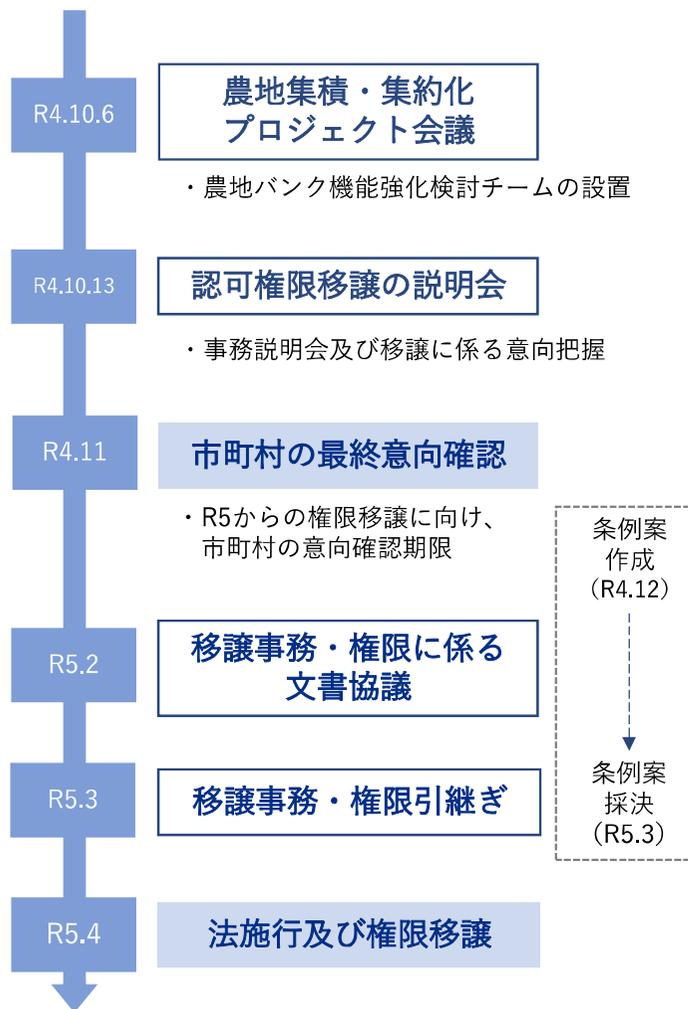
権限移譲の概要及び業務内容（一括方式との対比）



権限移譲に係る県の考え方

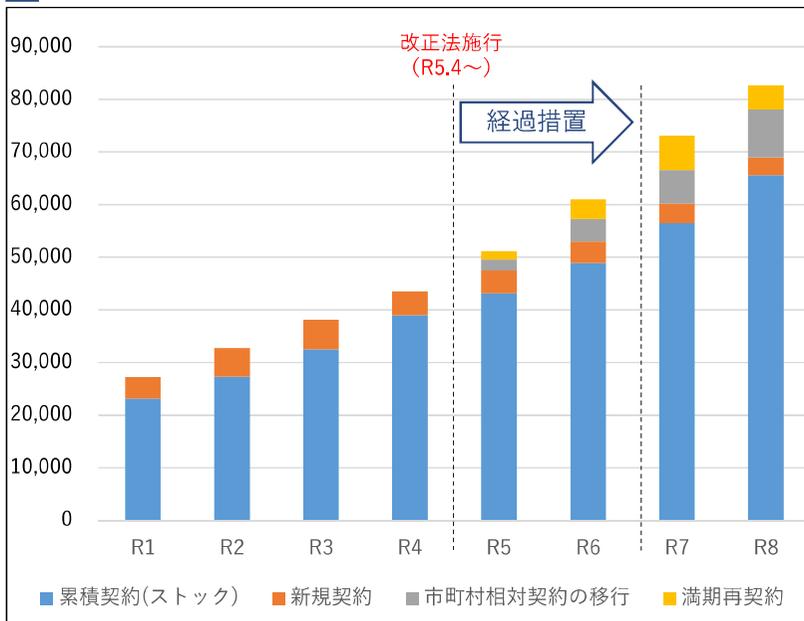
認可までの期間短縮に伴う権利設定の迅速化が図られれば、農地の集積・集約化の促進に寄与

権限移譲に係るスケジュール



農地中間管理事業の現状及び今後の体制強化の検討について

契約件数の推移（予測含む）



今後の課題

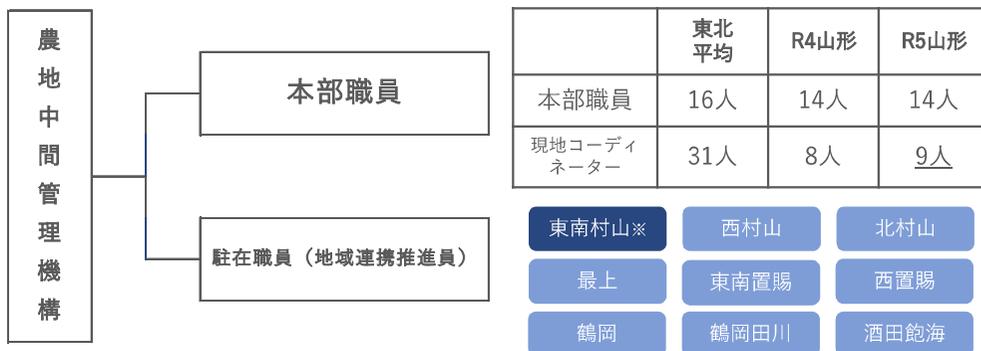
▶取扱い件数の大幅増に向けた事務処理体制の構築（人件費及び事務的経費の確保）

- ・市町村相対契約からの移行及び満期再契約の発生等に伴う人件費と事務的経費の予算確保（※法改正に係るシステムの改修、増加する未収金回収への対応強化等含む）

▶関係機関との連携強化

- ・地域計画策定に係る「協議の場」への地域連携推進員（現地コーディネーター）の参画と支援
- ・市町村等の窓口業務等に対する業務委託費の十分な確保

機構の体制強化に係る検討（人件費）



考え方

▶東北平均と比べ、本県の職員数は少なく、高い費用対効果を発揮

▶これまで本部兼務であった「東南村山地域」へ新たに地域連携推進員を配置（※）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案の概要（案）

令和4年9月
農林水産省

I 趣旨

今般、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」（令和4年法律第56号。以下「改正法」という。）が第208回国会（常会）において成立し、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされたところである。本政令案は、改正法の施行により、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）等が改正されることに伴い、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。）、農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）、農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）等について、所要の改正を行うものである。

II 政令案の概要

1 農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正

- (1) 農地中間管理機構が特例事業（基盤法第7条各号に掲げる事業）を行う（新基盤法第11条第2項）に当たって、農用地利用集積等促進計画により機構から賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者は、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること等の要件を備えなければならないとされている（新基盤法第11条第2項の規定により読み替えて適用する新機構法第18条第5項第2号本文）ところ、当該要件が緩和される場合（同号ただし書）として、「地方公共団体等が、公用又は公共用等に供するため賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける場合であって、一定の要件を備えることとなる時」を定める。
- (2) 同意市町村が地域計画を定める（新基盤法第19条第1項）際の細則手続として、以下の事項を定める。
 - ア 地域計画は、基盤法第6条第1項に規定する基本構想の期間（おおむね5年ごとに、その後の10年間）につき定めること。
 - イ 地域計画は、新基盤法第18条第1項の協議の結果の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると認めた場合に定めるものとする。
 - ウ 同意市町村はイに規定する場合に該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するために向けた必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 農用地区域内の農用地等の所有者等からの提案に基づき、当該所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を定める地域計画について、以下の事項を定める。
 - ア 当該地域計画の有効期間（新基盤法第22条の3第4項）は、上記提案に基づき地域計画を定め、又は変更した日から起算して5年とすること。
 - イ 当該地域計画に基づき機構が利用権の設定等を受ける場合の対価（基盤法第22条の4第4項）は、利用権の設定等を行う農用地等の周辺類似農用地等の事例が収集できるときは、当該事例を参考にして算出し、また、当該事例が収集できないときは、借賃等の収益から推定されるその農用地等の価格等を基礎として算出すること。
- (4) 都道府県が地域計画の区域内において農地中間管理機構関連農地整備事業を行う（新基盤法第22条の6）に当たって、当該事業の施行区域内にある一定の施設用地を、農用地区域に含まれない土地として取り扱う場合の要件の一つとして、当該施設用地について農地中間管

理権の存続期間が満了していることとされているところ、当該要件に「農業経営等の委託の期間が満了していること」を追加する。

2 農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正

- (1) 農用地利用集積等促進計画により機構から賃借権の設定等を受けた後において行う耕作等に常時従事すると認められない者について、賃借権又は使用貸借に限定した上で賃借権の設定等が認められている（新機構法第18条第2項第2号ロ）ところ、常時従事すると認められない者から除かれる者（同号ロ）として、「地方公共団体等が、公用又は公共用等に供するため賃借権の設定等を受ける場合であって、一定の要件を備えることとなるときにおいて、賃借権の設定等を受ける者」を定める。
- (2) 農業委員会は、農地中間管理機構から要請を受けて、共有者不明農用地等について不確知共有者の探索を行うものとされている（新機構法第22条の2）ところ、当該探索の方法（同条第2項）として、「当該共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること等の措置により判明した共有持分を有する者と思料される者に対して、共有持分を有する者を特定するための書面の送付等の措置をとる方法」を定める。
- (3) 地方公共団体等が、公用又は公共用等に供するため、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けて農業用施設用地を整備することができるよう、当該賃借権の設定等の対象となる土地の要件として、「開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地について、その土地を効率的に利用することができる」と認められること」を追加する。

3 農業委員会等に関する法律施行令の一部改正

農業用施設に関する事項が記載された農業経営改善計画の認定に当たって、転用しようとする農地等が30アールを超える場合に行われることとなる農業委員会から都道府県機構への意見聴取（新基盤法第12条第8項等）に係る業務について、収賄罪の対象として追加する。

4 農地法施行令の一部改正

国有の農地等の貸付けの相手方について、当該農地等の借受け後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して事業を行うと認められる者及び農地中間管理機構等に限定されているところ、当該農地等が1の(3)の地域計画の区域内にある場合は、機構に限るものとする。

5 農業協同組合法施行令の一部改正

- (1) 組合員以外の利用が認められる事業であって、その利用限度の割合が100分の100であるものとして、「農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する事業及び委託を受けて行う農業の経営の事業のうち、地域計画（組合が参加した協議の結果を踏まえて定められたものに限る。）の区域における農用地において行うもの」を追加する。
- (2) 地域計画に農業を担う者として記載された農事組合法人の組合員資格を有する者として、地域計画に農業を担う者として記載された法人であって、当該農事組合法人と連携して事業を行うことにより、当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与する営農法人を追加する。

6 その他所要の規定の整備

- (1) 「利用権の設定等」の定義に農作業の委託が含まれたことに伴い、当該文言を削除する。
- (2) 都道府県が地域計画の区域内において、機構関連農地整備事業を行う（新基盤法第22条の6）に当たって、土地改良法施行令第50条の2の10及び第50条の2の12がそのまま適用され

ることとなるよう、これらの規定において、新基盤法第22条の6の規定が適用される場合を含むことを明確化する。

- (3) これらの政令及び関係政令において、改正法の施行に伴う条項ずれの手当てその他所要の規定の整備を行う。

Ⅲ 施行日

改正法の施行の日（令和5年4月1日予定）

Ver.1.5
9月15日時点

地域計画策定マニュアル (案)

令和4年〇月

農林水産省

目次

1	人・農地プランから地域計画へ	1	4	地域計画	
2	地域計画の策定・実行までの流れ	2		・地域計画の策定手順	15
3	協議の場			・目標地図の作成手順①②	16,17
	・協議の場の設置に向けた調整	3		・地域計画の要件	18
	・関係機関の役割例	4		・地域計画の公告	19
	・都道府県段階での役割例	5		・地域計画記載例	20～23
	・協議の場で活用する資料例	6		・地域計画の実現に向けた支援・取組①②	24,25
	・協議の場の進め方①②③	7～9			
	・コーディネーターの活用	10			
	・協議の場における協議事項①②	11,12			
	・協議の場の取りまとめ(記載例)	13,14			

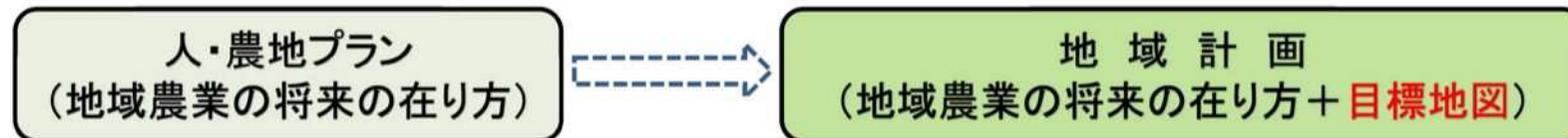
人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただいてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなる**ことが懸念される中、**農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化**することが、喫緊の課題です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め**、②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和4年5月に成立しました。

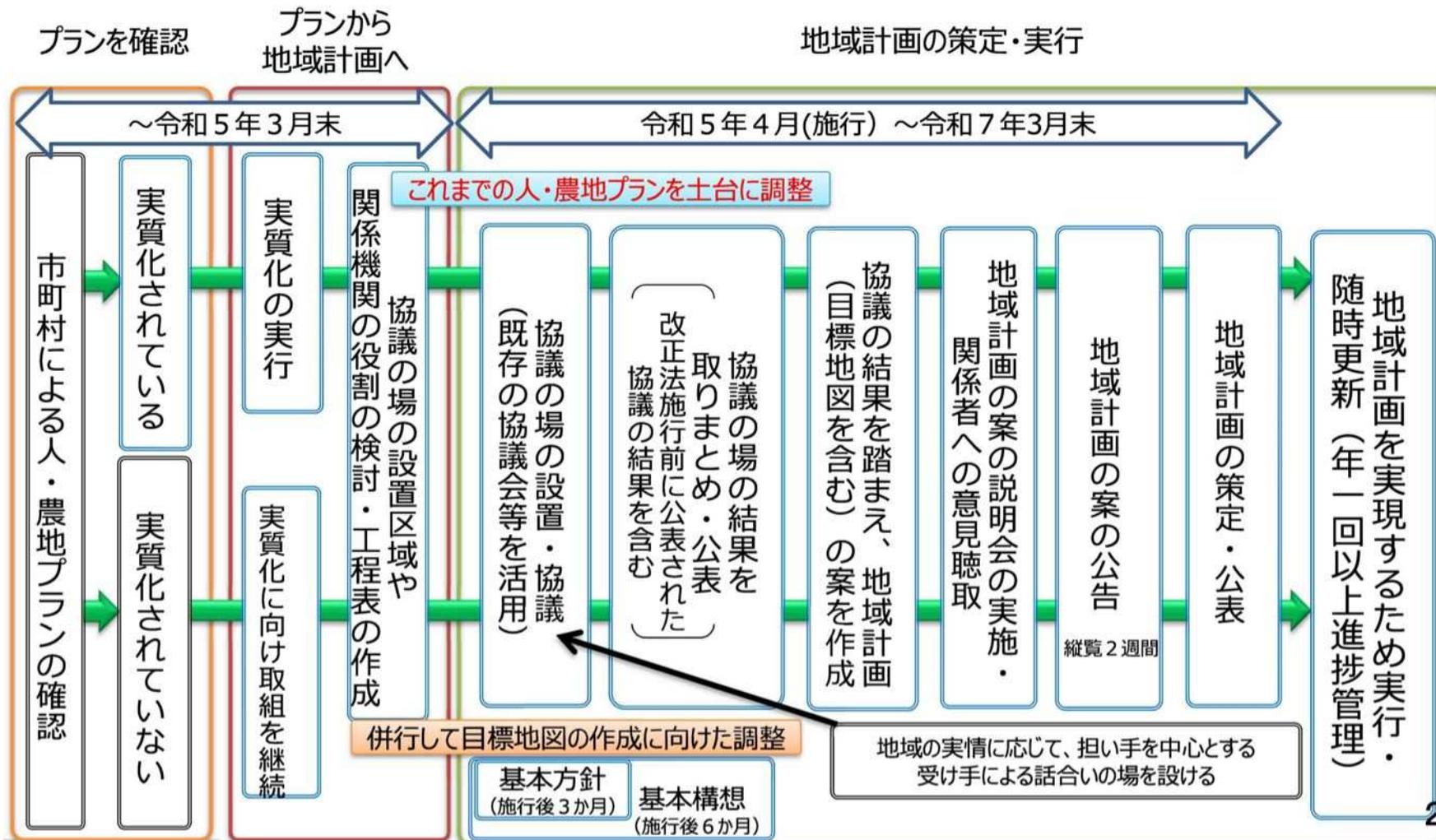
これまで地域の皆様のご努力で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、**地域の関係者が一体となって話し合ってください**。

なお、本マニュアルはあくまで**地域計画の策定のご参考として作成した**ものであり、これまで地域で取り組んできたやり方に沿って取組を進めてくださって結構です。



地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**を除いた区域を対象**に地域計画を策定します。



協議の場の設置に向けた調整

＜協議の場の設置に向けた調整＞

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話合いの場」を基本に、地域農業の将来の在り方を検討するため、幅広く関係者に参加を呼びかけ、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

市町村は、中心となる関係機関と次のページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、農業を担う者などの多様な経営体や、農業支援サービス事業者^(※1)、さらには、隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織^(※2)にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。

【幅広い関係者の例】

- ・ 集落の代表者：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- ・ 認定農業者等の担い手：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- ・ 農地所有者の代表者：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- ・ 若年者や女性：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- ・ 隣の集落の担い手：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 新規就農者：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- ・ 農業法人・企業：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築



(※1) 農業者等からの作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業者

(※2) 農業法人協会・認定農業者協議会・JA青年組織・4Hクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村RMO）、特定地域づくり事業協同組合、自治会 など

関係機関の役割例

市町村は、これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、**関係機関の役割分担**について、関係機関と調整・確認し、**明確化**しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
全体に係わる役割					
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県内の進捗管理 ○市町村のサポート ○新規就農者などの情報収集(支援センター) ○基本方針の変更 ○都道府県段階の関係機関との連絡協議会等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○全体のマネージメント(進行管理・調整役) ○基本構想の変更 ○市町村段階の各種計画・協定の洗い出し ○促進計画(バンク計画)案を求めに応じて作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施)) ○促進計画(バンク計画)の作成の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 ○促進計画(バンク計画)による利用権設定等 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業振興計画等の実践 ○組合員への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○水利に関する調整 ○土地改良施設の保全
協議の場					
<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーター、普及指導員の派遣等 ○新規就農者などの情報提供(支援センター) ○農業農村整備事業の事業計画に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の運営 ○コーディネーターの派遣 ○新規就農者や後継者などの情報提供 ○担い手の協議の場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供 ○新規就農者や後継者の把握・情報提供 ○遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供 ○担い手の協議への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業振興計画等に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良事業・施設改修の計画 ○土地改良施設の整備状況に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力
地域計画の策定					
<ul style="list-style-type: none"> ○地域計画の普及・推進 ○地域計画の進捗管理 ○優良事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域計画(目標地図を含む)の策定・随時見直し ○進捗状況を都道府県と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○目標地図の素案を求めに応じて作成 ○上記を踏まえた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記を踏まえた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記を踏まえた意見具申 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記を踏まえた意見具申
地域計画の実行					
<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化活動(農地バンクへの貸付けの働きかけ(段階を問わず実施)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○集積・集約化の調整活動(所有者等への利用権等設定協議の申入れ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就農や経営継承、労働力(農作業受託)等への支援による担い手の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良事業・施設改修の実施

都道府県段階での役割例

都道府県段階において連絡協議会等を定期的に行い、地域計画の策定・検討状況の情報共有を行いましょ。その際、関係機関における役割分担も明確にして、市町村と積極的に連携するための体制を整えましょ。

都道府県	農業委員会NW機構 (農業会議)	農地バンク	J A 県中央会	都道府県 水土里ネット
<ul style="list-style-type: none"> ○連絡協議会等の定期開催 ○地域計画の策定・検討状況の把握 ○優良事例の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○意向把握や目標地区の素案作成への支援 ○担い手不足の地域への受け手の紹介 ○農委事務局との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地相談員の活動状況の把握 ○担い手不足の地域への受け手の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○J A 及び組合員への協議参加の呼び掛け ○県大会決議等の県域方針の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員への協議参加の呼び掛け ○土地改良事業の情報提供

各組織内での働きかけ

- 地域計画の策定状況の把握と共有
- 優良事例の共有と分析
- 未策定地域への積極的な関与



話し合いへの関与



協議の場で活用する資料例

協議の場では、作成済みの人・農地プランや中山間地域等直接支払制度などの協定内容を土台に協議を進めましょう。その際、関係者は、**役割分担に応じた資料を持ち寄り**、情報共有し合いましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
①都道府県の方針に関する資料 ②地域計画の優良事例 ③農業農村整備事業などの事業計画 ④関連事業に関する資料	①人・農地プラン（現況地図を含む）や参考となる計画 【参考となる計画】 ・水田収益力強化ビジョン ・中山間地域等直接支払交付金の集落協定書 ・多面的機能支払交付金の事業計画書 ・農業農村整備事業の事業計画 ・果樹産地構造改革計画など ②地域計画策定までのスケジュール ③域内への参入意向を有する新規就農者等の資料 ④関連事業に関する資料	①現況地図（農地の出し手・受け手の意向・年齢、後継者の有無の状況、遊休農地などを反映した地図） ②農地の保有及び利用の状況、農地の所有者並びに担い手等の農業上の利用の意向等の情報	①域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料 ②地域の契約状況に関する資料（賃料、期間など）	①地域農業振興計画等JAの基本計画に関する資料 ②組合員の経営意向に関する資料 ③新規就農支援や経営継承支援、労働力支援等による担い手の確保に関する資料	①土地改良事業・施設改修の計画 ②土地改良施設の整備図や改修予定図

※上記を参考に、地域の実情に応じて、資料を用意しましょう。
 例えば、協議に参加する農業支援サービス事業者の方は、農作業受託に関する資料を提供しましょう。

協議の場の進め方①

<協議を進めるにあたって>

市町村は、人・農地プランの取組を参考に協議の場に関係者の参加を幅広く呼びかけ、作成済みの人・農地プラン等を土台に、協議を進めましょう。その際は、市町村は「**地域計画は、地域の人等の意向を取りまとめ、公表する**」ものであることを周知しましょう。

協議を進めるにあたっては、①**担い手が地域に十分存在するときは、担い手を中心とする受け手の話し合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認し**、②**担い手がない、話し合いの土台がない、或いは話し合いが低調な場合には、幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議を進めていきましょう。**

なお、協議の場には、すべての関係者が参加する必要はありませんが、**集落の代表者や後継者、多様な経営体などの意見が汲み取れるよう配慮するとともに、意見が言いやすい雰囲気づくりに努めましょう。**

また、地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンや、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、農業農村整備事業に関する事業計画、果樹産地構造改革計画、有機農業の管理協定などの**既存の協議の場の活用や活性化法[※]の協議会と一体的に推進**するよう努めましょう。

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

<協議の場の区域>

市町村は、**これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、協議の場の区域を設定**します。

⇒自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域

・集落 ・隣接した複数の集落 ・大字 ・旧小学校区

協議の場の進め方②

<協議の進め方のポイント>

話合いの土台があり、担い手が既に確保され、地域農業の方向性がある程度示されているなど以下の方針例の場合には、**計画の案を示した上で参加者の意見を取りまとめるプレゼンテーション方式（対話型説明会、セミナーなど）**を活用するなどにより少ない回数で取りまとめても構いません。

<方針例>

①個別経営への農地の集約



- ・個別経営体ごとに農地を集約
- ・地域住民が水路、道路を管理

②集落営農組織の体制強化



- ・集落営農の法人化
- ・構成員の世代交代を円滑化
- ・若年者、女性等の人材で活性化

③個別経営と集落営農組織の連携強化



- ・集落営農組織と個別経営体との棲分け
- ・作業委託、期間借地等で相互に補完

一方、話合いの土台がない、又は話合いが低調な、或いは担い手がいない地域においては、**関係者による話合いをベースとしたワークショップ（話合いによる合意形成、座談会など）**を活用し、次の項目を踏まえ、**地域の将来の在り方や地域づくりなどを話題に、段階を踏んで取りまとめること**も考えられます。

協議の場の進め方③

ワークショップ形式の話合い



話し合いを主導する女性農業委員(中央)

話し合いのスキル(ファシリテーション)

→農業委員等話し合いの進行役を担う人が備えていると好ましいスキル

地域づくりのスキル

→農村プロデューサーやコーディネーターを活用

協議の場に多様な参加者

→「幅広い関係者(特に若年者や女性、地域外の者)」と「関連する組織(農村RMO、特定地域づくり事業協同組合等)

この際、コーディネーターを活用して、地域の話合いの土台づくりからはじめ、話し合いの機運の醸成や、関心のある者などを起点に地域の課題の掘り起こしを進め、**課題を集落で共有するなどにより、できる限り、認識の共通化を図りましょう。**その際、(農業委員会が)事前に把握した**不在村の農地所有者の意向等を紹介することも重要**です。また、話し合いが活発化してきた段階で、課題の解決に向け議論を深化させるため、**他の地域の事例や農外や地域外からの意見なども取り入れて、将来の目指すべき姿を徐々に創り上げていきましょう。**

農業委員会は、遊休農地や所有者不明農地がある場合には、所有者、農地の現況などに関する情報を整理し、必要に応じて協議の場でこれらの農地の利用に向け協議しましょう。

<協議の結果の公表>

市町村は、協議の結果を取りまとめ、**市町村の公報への掲載やインターネット等**で、協議に参加した関係者だけでなく、広く地域住民にも見られるよう工夫して公表するようにしましょう。

コーディネーターの活用

協議の場では、農水省の事業などにより、**コーディネート能力のある意欲ある専門家を活用**することができます。

<話合いのコーディネーター役>

- 1 **市町村職員**（農業担当や土地利用調整に携わる職員）、**農業委員・推進委員、県の普及指導員**に加え、現場で汗をかいている意欲のある人が参加し、話合いを進行するコーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、地域の実情に応じて、
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う**農地バンクの職員**
 - ・ファシリテーター等研修を実施している**全国農業会議所の職員等**
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けや、加工や販売などに係る組合員組織を支援する**J Aの役職員等**
 - ・基盤整備に関する話合いを主導する**土地改良区の職員**
 - ・農政や地域に精通した**民間コンサルティング事業者**や**これらのOB・OG**を活用することが考えられます。



<ポイント>

- ・都道府県や市町村は、事前に専門家の氏名、資格、これまでの活動内容・実績を取りまとめた**プロフィールを作成し、提供**するなど地域に周知しましょう。
 - ・市町村、農業委員会等の関係者は、専門家が活動しやすいよう、**保有する現場の情報を提供**しましょう。
 - ・地域の話合いをコーディネートできる人が不足している場合には、**実務経験のある専門家をコーディネーターやファシリテーターとして派遣や外部に委託**することができます。
（人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業）
- ※都道府県が広域的な見地から、コーディネーターを選定し、市町村に派遣することもできます。

協議の場における協議事項①

協議の場では、**関係者により次の3つの事項を協議**します。

※目標地図の素案が作成されている場合には、素案を用いて協議を行って構いません。

1 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入等、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議しましょう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、まずは、**農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定**することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地※については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。



※具体例

- ①農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
- ②山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの

などを対象に活性化法に基づき活性化計画を策定して農用地の保全等に取り組む場合も、一体的に議論の場にて議論いただくことで、協議の場を活性化法に基づく協議会として活用することが可能です。

これまでの人・農地プランの取組において、これらの事項について協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができることとしています。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1、2を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。

協議の場における協議事項②

協議事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。

任意事項 (地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議してください。)

① 鳥獣被害防止対策 (地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など)

② 有機農業 (取組面積の拡大や、生産団地の形成など)

③ スマート農業 (AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など)

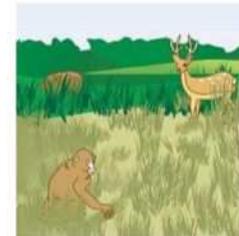
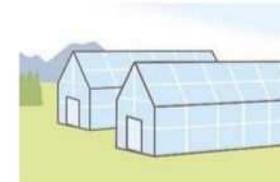
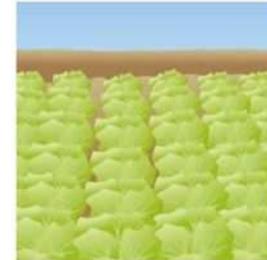
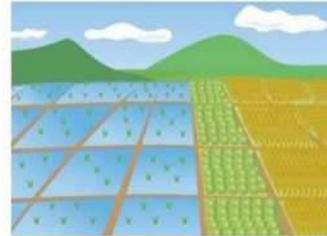
④ 輸出 (輸出に向けた作物選定や体制づくりなど)

⑤ 果樹等 (果樹等の改植や整備、団地形成など)

⑥ 燃料・資源作物等 (搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など)

⑦ 保全・管理等 (農業上の利用が困難な農地における放牧、蜜源作物の作付け、鳥獣緩衝帯など)

⑧ その他 (地域の実情に応じて追加してください。)



協議の場の取りまとめ（記載例）

（案）

市町村名	〇〇市 (123456)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(第〇〇回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状と課題

当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】農業者：〇〇人(うち50歳代以下〇人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)〇経営体、従業員等〇人
主な作物：水稻、大豆、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である〇〇について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	〇〇ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

協議の場のとりのまとめ（記載例）

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。
(4) 多様な経営体の育成・確保の取組方針
・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業者へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業者へ委託し、遊休農地の発生防止を図る。

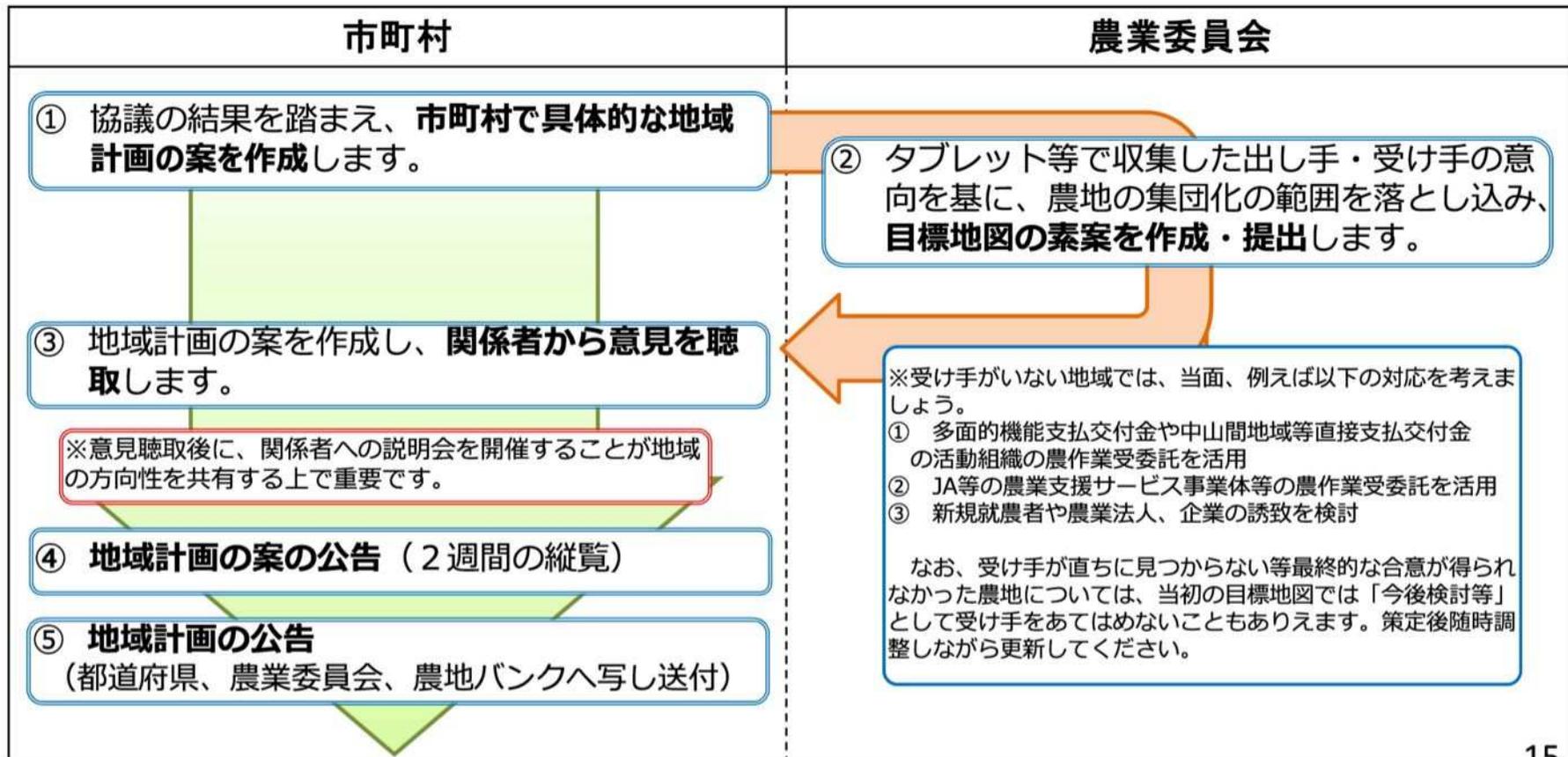
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機農業	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。</p> <p>②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。</p> <p>③担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。</p>				

地域計画の策定手順

協議の場で取りまとめた方針を再確認し、以下の手順を進めていきましょう。

地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていく**ように進めていくことが重要です。

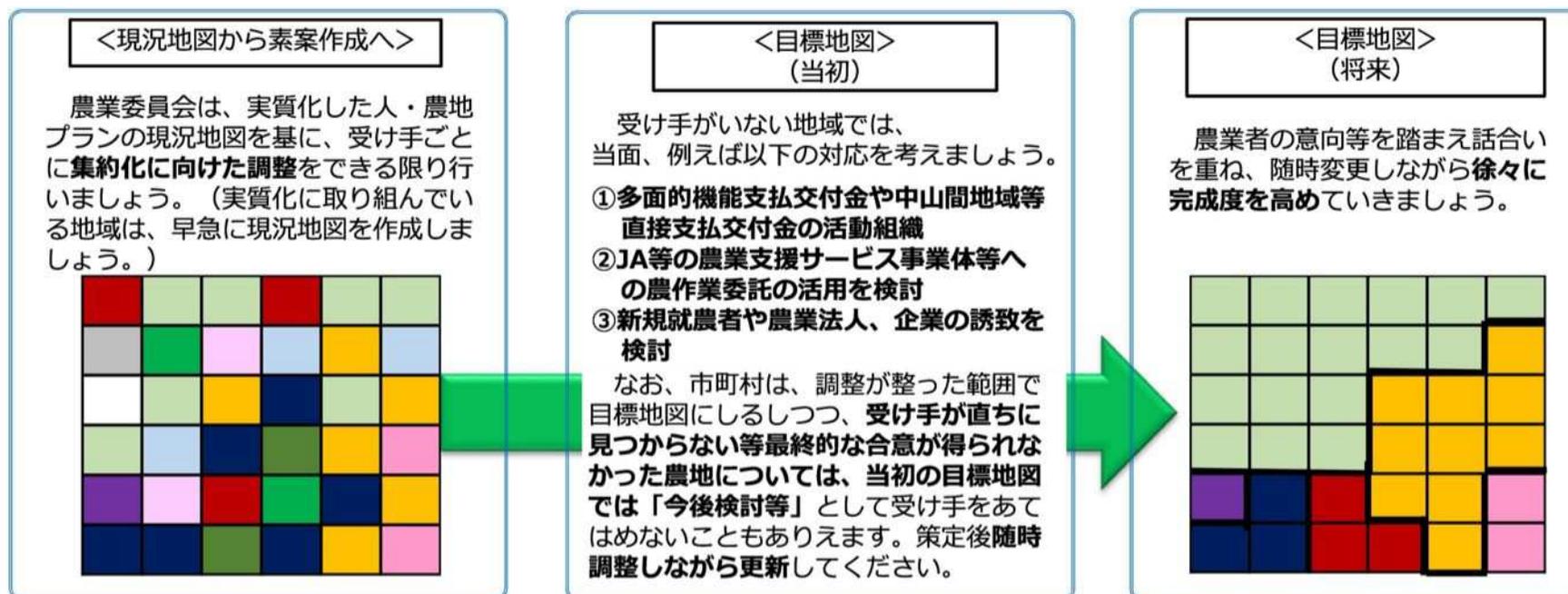


目標地図の作成手順①

○農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。

○素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話し合いを通じて、**出し手・受け手との調整をできる限り進め**ましょう。

○調整に当たっては、「**目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、これによって権利が設定されるものでないこと**」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。



目標地図の作成手順②

現況地図などを基に、農地の集団化の範囲を落とし込んだ目標地図の素案を作成しましょう。

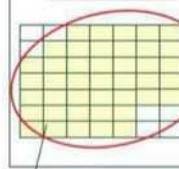
タブレット等で収集した意向等の情報は農業委員会サポートシステムに反映されるため、サポートシステム上で意向を反映した目標地図の素案を作成することが可能です。

①目標地図の対象エリアを定義

機能イメージ

- ・地図上で範囲を選択し、対象農地を指定できる。
- ・農地の一覧から筆ごとに対象農地を指定できる。
- ・地図表示と農地の一覧を1画面で表示できる。

地図表示 (市町村)



①地図上で範囲を選択する

②選択した農地の一覧が表示される

検索

<input checked="" type="checkbox"/>	農地1
<input checked="" type="checkbox"/>	農地2
<input checked="" type="checkbox"/>	農地3
<input checked="" type="checkbox"/>	農地4
<input checked="" type="checkbox"/>	農地5
<input type="checkbox"/>	...

存在(大字、小字)単位で表示可能。

③プランを選択する

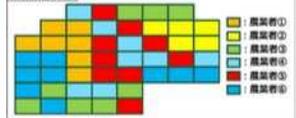
人・農地プラン

プランA
プランB
プランC

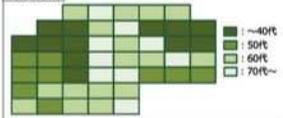
人・農地プランは本画面で登録することも可能。[追加]ボタンをクリックしてください。

※各種情報を反映した地図の作成が可能

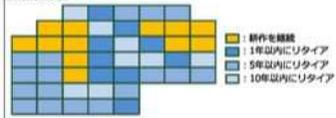
所有者別



年齢別



意向別



②シミュレーション機能で案を作成

シミュレーション

地図表示 (プランA地図)

受け手表示 (プランA地図)

検索結果

氏名	個人所有面積	個人所有年数
鈴木 一郎	1000㎡	2015年
田中 美穂	1200㎡	2017年
佐藤 健一	1500㎡	2020年

シミュレーション機能で、農地の集団化の範囲を落とし込んだ目標地図の素案を作成することが可能です。

プランA地図

受け手表示

表示切替

出力

③筆ごとに修正

シミュレーション

地図表示 (プランA地図)

受け手表示 (プランA地図)

表示切替

出力

シミュレーション

地図表示 (プランA地図)

受け手表示 (プランA地図)

表示切替

出力

※ 受け手が見つからない農地については農業支援サービス事業者等の活用を検討し、反映

※ ・団地規模の拡大 (集約化)
・担い手への集積 } に留意

地域計画の要件

地域計画は、次の要件を満たす必要があります。

<地域計画の要件（改正基盤法第19条第4項）>

- ①基本構想に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものであること。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

「効率的かつ安定的な農業経営」とは

経営の効率化を上げて生産性を高め、長期にわたり安定的に所得を確保して農業を行っていくような経営

「農用地の効率的かつ総合的な利用」とは

農地が使われなくなることがないように集積・集約化等により、農地の利用の効率化を上げて生産性を高め、農地が適切に使われるようにすることであり、このことが、個々の農地だけでなく、地域全体で総合的に図られるようにすること

<農林水産省令で定める基準>

農林水産省令で定める基準は、以下の事項が適切に定められていることです。

- (1) 主として生産する作物
- (2) 農用地等の利用の方針
- (3) 担い手（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
- (4) 農用地の集団化（集約化）に関する目標
- (5) (3) 及び (4) の目標を達成するためとるべき措置

地域計画の公告

地域計画の公告までの手続きは以下となります。

<関係者の意見聴取>

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ、**農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聞く**必要があります。

市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮してください。

<地域計画の案の公告>

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告し、公告の日から2週間公衆の縦覧に供する必要があります。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

<地域計画の公告>

市町村は、地域計画を定めたときは、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告しましょう。

その際、都道府県、農業委員会、農地バンクに写しを電子データ等で送付しましょう。

地域計画記載例

(案)

これまでの人・農地プランに赤枠部分のみ追記するイメージです。

作成年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日 (第〇回)	令和〇年〇月〇日
目標年度	令和〇〇年度

市町村名	〇〇市 (123456)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域の状況

地域内の農用地面積(農業上の利用が行われる区域)	〇〇ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	〇〇ha
② 田の面積	〇〇ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	〇〇ha
④ 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計(※年齢は地域の実情を踏まえて記載)	〇〇ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇ha
(備考)	

(2) 地域の現状と課題

- ・ 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・ 担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
- ・ 地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

(3) 地域の農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・ 〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて新規作物〇〇を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・ A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

地域計画記載例

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、〇〇法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	〇〇%	将来の目標とする集積率	〇〇%
--------	-----	-------------	-----

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇箇所、平均〇a(令和〇年度時点)
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和〇〇年度)

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置(必須項目)

(1) 農用地の集積、集団化の取組

例 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

例 地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

例 A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

例 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

例 作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。

地域計画記載例

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機農業	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

例 ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
 ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業者	現状			10年後の意向 (目標年度:令和〇年度)			目標地図上の表示
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	
認農	〇〇〇〇	水稲、麦	10ha	－ha	水稲、麦	13ha	－ha	A
認農	□□□□	水稲、果樹	5ha	－ha	水稲、果樹	8ha	－ha	B
到達	▲▲▲▲	野菜	5ha	－ha	野菜	7ha	－ha	C
認農	(株)〇〇	水稲、野菜	30ha	－ha	水稲、野菜	50ha	10ha	D
集	●●組合	水稲、大豆	40ha	10ha	水稲、大豆	40ha	20ha	E
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5ha	－ha	野菜	1ha	－ha	F
サ	△△(株)	耕起、播種、収穫	－ha	－ha	耕起、播種、収穫	－ha	10ha	G
農協	◇◇JA	耕起、田植、収穫	－ha	－ha	耕起、田植、収穫	－ha	20ha	H
計			90.5ha	10ha		119ha	60ha	

地域計画記載例

5 農業支援サービス事業体一覧

番号	事業体名	作業内容	対象品目
1	(株)〇〇	肥料・農業散布	野菜、果樹
2	△△JA	田植え・播種	飼料作物

6 目標地区(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数	50人	うち計画同意者数(%)	40人 (80%)
----------	-----	-------------	-----------

提案する対象地区の農用地一覧

土地の所在	地番	地目	面積(m ²)	権利の種類	所有者等の氏名
〇〇市〇〇	1、2、3、4、5	田	40,000	所有権(賃借権)	〇〇〇〇(●●●●)
〇〇市〇〇	6、7、8、9	田	20,000	所有権	△△△△
〇〇市〇〇	10,11,12,13,14,15	田	30,000	所有者(賃借権)	◆◆◆◆(◇◇◇◇)
〇〇市〇〇	16,17,18,19,20,21	田	40,000	所有権	▲▲▲▲
〇〇市〇〇	22,23,24,25,26,27	畑	50,000	所有者(使用貸借)	■ ■ ■ ■ (□ □ □ □)
合計			180,000		

地域計画の実現に向けた支援・取組①

- 地域計画は、策定するだけでなく、実現に向けて**実行することが大切**です。
- 地域計画の策定や実行に向け、次に掲げる**支援を効果的に活用**してください。

<市町村による地域計画の策定支援>

地域計画の円滑な策定に向けた支援

- 話合いの専門人材や県、市町村、JAのOB・OG活用**に係る経費等を支援
【地域計画策定推進緊急対策事業】
- 地域計画の策定状況を調査し、収集した**優良事例を横展開**
- 各地方農政局における**サポート窓口**を設置

<農地バンクの体制強化>

- 農地相談員の増員**に係る経費を支援
(平均16人/県(R4年)→平均22人/県(R5年))
【農地中間管理機構事業】

<農業委員会による目標地図の素案作成支援>

デジタル技術の導入

- タブレット**を全農業委員会に**配布**
【農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業】
- タブレット通信費**は、農地利用最適化交付金の活用が可能
【農地利用最適化交付金】
- タブレット上で**目標地図の素案のシミュレーション**を閲覧
【機構集積支援事業】

タブレット操作スキル等の向上

- 農業委員会による**委員向け研修経費**を支援
- 都道府県農業会議が、**タブレット操作方法等を巡回支援**
【機構集積支援事業】

活動経費の支援（農地利用最適化交付金の見直し）

- 委員報酬について、成果重視から、活動実績に応じて重点的に配分
(成果払い：活動払い=7：3→3：7)
- 事務費**（臨時職員の配置に係る経費等）についても活用可能

地域計画の実現に向けた支援・取組②

<農業者等への支援>

目標地図に位置付けられた者への支援

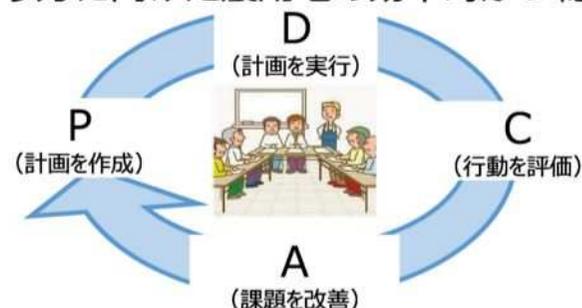
- 目標地図に位置付けられた経営体等の農業用機械や施設等の導入に対する支援 【農地利用効率化等支援交付金】
- 目標地図に位置付けられた集落営農等の経営発展への支援 【集落営農活性化プロジェクト促進事業】
- 目標地図に位置付けられた者等の後継者が経営を継承し発展させる取組を支援 【経営継承・発展等支援事業】

1 市町村は、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の**進み具合を確認**しましょう。

2 例えば、

- ① 農用地の集積・集約化
- ② 農地中間管理機構の活用方法
- ③ 新規就農者や入り作者の確保

などが思うように進んでいない場合には、**PDCAサイクルを通じて不断の検証**を行いましょ
う。



3 地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、農地バンク、J A、土地改良区などの**関係者が連携**しながら、**地域一体となって取り組んでい**きましょう。

また、都道府県は、市町村の取組みが円滑に進められるよう、都道府県段階の関係機関が連携し一体的に支援するよう配慮しましょう。